

○中村学園大学短期大学部学則（案）

昭和33年4月1日

制定

第1章 総則

（目的）

第1条 中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

食物栄養学科は、健康の保持、国民の体位向上のもととなる食物及び栄養に関する専門的な教育研究を行い、食物及び栄養に関する知識・技能を持ち、豊かな教養と人間性を備えた社会人・職業人を育成することを目的とする。

キャリア開発学科は、自己の価値を形成し、社会で生かすためのキャリア形成に絶えず努め、職場・家庭・地域社会において貢献し得る、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

幼児保育学科は、人間形成の基盤となる乳幼児期の保育・教育に関する専門的知識・技能を教授研究し、生活文化の向上と社会の福祉に貢献し得る、情操豊かで高い教養を備えた実践的人物を育成することを目的とする。

（点検及び評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 点検及び評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の提供）

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

（学科）

第4条 本学において設置する学科及びその入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名(2学級)	160名
キャリア開発学科	120名	240名
幼児保育学科	190名	380名

### 第3章 修業年限及び在学年限、学年、学期、休業日、授業期間

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、4年とする。ただし、転入学又は再入学により入学した者は、第35条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の各号のとおりとする。

一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

二 中村学園の創立記念日 5月17日

三 第2土曜日及び第4土曜日

四 春季休業日 4月1日から4月4日まで

五 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

六 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験、実習等を課することができる。

(授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

2 卒業研究、演習、実験、実習、実技等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

#### 第4章 教育課程及び履修方法

##### (教育課程の編成)

第10条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に  
配当して編成する。

##### (単位の基準)

第11条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標  
準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考  
慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応  
じ、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授  
業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - 四 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合につい  
ては、前三号に規定する基準により、その組み合わせに応じ1単位の授業を45時間の  
学修を必要とする内容をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等  
を考慮して、別に単位数を定めることができる。

##### (開設授業科目及びその単位数)

第12条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表第1から第3までとする。

##### (履修の方法)

第13条 学生は、各学科の定める教育課程により、履修しなければならない。

- 2 前項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学科の定  
めるところによる。
- 3 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

##### (授業の方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併  
用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利  
用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様な

メディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業について、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第5章 単位の授与

(単位の授与)

第16条 学生が授業科目を履修した場合には、試験の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

(成績の評価)

第17条 試験の成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは、第39条第1項による他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第39条第1項による外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により履修した単位を含む。)

を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、4年を超えないものとする。

#### 第6章 卒業、学位の授与及び教員免許状、資格等の取得

(卒業の認定)

第22条 本学に2年以上在学し、別表第4に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第23条 卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員免許状)

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	教育職員免許状の種類
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(資格等の取得)

第25条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児保育学科に在籍し、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第26条 栄養士の免許を受けようとする者は、食物栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める所定の単位を修得しなければならない。

#### 第7章 入学、再入学及び転入学

##### (入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学において必要と認め、教育上支障のないときは、第6条に定める学年の途中において、第7条に定める学期の区分に従い入学させることがある。

##### (入学の資格)

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

##### (入学の志願)

第29条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の入学検定料(別表第6)を添えて提出しなければならない。

##### (合格者の決定)

第30条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に

基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続き)

第31条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び納付金を納付しなければならない。

2 納付した入学金及び所定の納付金は、返還しない。ただし、入学手続きにおける入学金以外の納付金については、別に定める規程により返還することがある。

(入学許可)

第32条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第33条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(転入学)

第34条 本学に転入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の承諾書を提出しなければならない。

3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(再入学等の場合の規定の準用等)

第35条 再入学、転入学の場合には、第27条及び第29条から第32条までの規定を準用する。

2 再入学、転入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学長が認定する。

3 再入学、転入学に関し必要な事項はこの学則に定めるもののほか、別に定める。

## 第8章 退学、転学、転学科、派遣、留学、休学、復学及び除籍

(退学)

第36条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、学長に退学願いを提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、退学を許可することができる。

(転学)

第37条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の転学願が提出されたときは、転学を許可することができる。

(転学科)

第37条の2 本学の他学科への転学科を希望する者があるときは、学長が転学科を許可することができる。

- 2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(派遣及び留学)

第38条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議に基づき、当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることがある。

- 2 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
- 3 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第39条 疾病その他やむを得ない事由により引続き3ヶ月以上授業に出席することのできない者は、学長に休学願を提出しなければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 学長は、前項の休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

(休学の期間)

第40条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、休学期間の延長を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第41条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の復学願が提出されたときは、復学を許可することができる。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 学生が授業料その他の納付金を納付しないとき

二 第5条第2項に定める期間在学して卒業できない者

三 病気その他で修業の見込がない者

#### 第9章 授業料、その他の納付金

(授業料その他の納付金)

第43条 学生は本学所定(別表第5)の授業料、その他の納付金を納入しなければならない。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第44条 授業料その他の納付金は、一括納入を原則とするが、当分の間次の2期に分け分納することができる。

第1期 4月1日から4月25日まで

第2期 9月1日から9月25日まで

2 入学の場合は合格発表のあった日から定められた期日まで納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第45条 休学した者については、休学がその全期間にわたるときは、その期の分の授業料及び実験実習費は免除する。

(授業料その他の納付金の不還付)

第46条 既納の授業料、その他の納付金は事由の如何を問わず還付しない。

(授業料等減免)

第47条 特別の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等を減免することがある。授業料等減免に関しては、教授会の議を経て決定する。

#### 第10章 職員組織

(職員)

第48条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第49条 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

#### 第11章 教授会

(教授会)

第50条 本学に教授会をおく。

(教授会の構成)

第51条 教授会は短期大学部長及び短期大学部に所属する教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、短期大学部長が必要と認めたときは教授会に短期大学部に所属する准教授、その他の職員を加えることがある。

(教授会の招集)

第52条 短期大学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、短期大学部長に支障のあるときは、あらかじめ短期大学部長が指名した教授が議長となる。

2 短期大学部長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第53条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第54条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。ただし、学校法人中村学園理事会の権限事項については、この限りでない。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(運営細則の委任)

第55条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

## 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生

(研究生)

第56条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第16条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第59条 公共団体その他の機関から学修を委託されたものがあるときは、委託生として在学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第14章 履修証明制度

(履修証明制度)

第61条 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付する。

2 履修証明に関し必要な事項は、別に定める。

### 第15章 公開講座

(公開講座)

第62条 本学に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

### 第16章 賞罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰することがある。

(罰則)

第64条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対してのみ行う。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当の事由がなくて出席常でない者
  - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒の手續きに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第17章 図書館

(図書館)

第65条 本学に図書館をおく。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第18章 付属施設

(付属施設)

第66条 本学に付属施設をおく。

- 2 付属施設に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第19章 寄宿舍

(寄宿舍)

第67条 本学に寄宿舍をおく。

- 2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

ただし、昭和53年4月1日以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、昭和63年度において家政科・幼児教育科の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和63年度 家政科 440人 幼児教育科 440人

附 則

本学則は、平成元年4月27日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。

ただし、各種検定料については、平成2年度入学試験にかかる者から適用する。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	230名	460名	230名	460名	230名	460名
家政科	300名	540名	300名	600名	240名	540名
幼児教育科	240名	480名	240名	480名	240名	480名

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年11月1日から施行する。

ただし改正後の授業料は、平成5年度入学生から適用し、平成4年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年11月1日から施行する。

ただし改正後の学則第39条は、平成6年度入学生から適用し、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成8年6月1日から施行し、平成9年度受験生から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

ただし、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度～平成8年度		平成9年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	230名	460名	230名	460名	230名	460名
家政科	300名	600名	250名	500名	190名	380名
幼児教育科	240名	480名	240名	480名	240名	480名

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、家政経済科の名称は、平成12年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度後期卒業生から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

ただし、第49条、第52条については在学学生全員に適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、平成22年度入学生から適用する。
  - (1) 第48条については在学学生全員に適用する。
  - (2) 別表第1 食物栄養学科 授業科目及び単位数のうち、「調理・実践栄養実習」については平成21年度入学生から適用し、開講単位数計を選択38単位、合計90単位とする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成23年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成24年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の規程を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成25年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の学則を適用する。ただし、平成24年度入学生においては、別表第3 幼児保育学科授業科目及び単位数のうち「人権教育」を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)は、別表第2及び別表第5について、従前の学則を適用する。また、平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者は、別表第2について、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成29年4月1日以降において在学する者の属する年次に転入学又は再入学する者については、従前の学則を適用する。

別表第1

食物栄養学科 授業科目及び単位数

授業科目		単位数		
		必修	選択	
基礎分野	教養基礎 科目	大学基礎演習	1	
		心理学		2
		哲学		2
		法学		2
		コミュニケーション論		2
		自然科学		2
		入門情報処理・実習		1
		健康とスポーツ		1

		セミナー		2
		短期大学部教養講座		1
		中村学		1
		博多学		1
		世界の食と文化		2
		芸術の世界		2
	英語科目	英語(基礎)	1	
		英語コミュニケーション入門		1
		英語コミュニケーション		1
		英語(TOEIC)		1
		英語・海外研修		2
		実用栄養英語		1
専門分野	社会生活	環境衛生学		2
	と健康	保健福祉概論		2
	人体の構	生理学		2
	造と機能	解剖学		2
		基礎生化学		2
		運動生理学		1
		病理学		1
		解剖生理学実験		1
	食品と衛	食品学	2	
	生	食品材料学	2	
		食品衛生学	2	
		食品学基礎実験		1
		食品学実験		1
		食品加工学実習		1
		食品衛生学実験		1
	栄養と健	基礎栄養学	2	
	康	応用栄養学		2
		栄養生化学		2

	臨床栄養学概論		2
	栄養学実習 I	1	
	栄養学実習 II		1
	栄養・生化学実験		1
	臨床栄養学実習		1
	食事摂取基準・献立論	2	
栄養の指導	栄養指導論 I	2	
	栄養指導論 II	2	
	公衆栄養学概論		2
	栄養指導論基礎実習	1	
	栄養指導論実習		1
	栄養士基礎講座	1	
	栄養士総合講座		1
	栄養士特論		1
給食の運営	給食計画・実務論	2	
	食料経済		2
	調理学	2	
	入門調理学実習	1	
	基礎調理学実習		1
	応用調理学実習 I		1
	応用調理学実習 II		1
	特別調理実習 I		1
	特別調理実習 II		1
	調理・実践栄養実習		1
	給食管理実習(校内)		1
	給食管理実習(校外)		1
	実用情報処理・実習		1
複合分野	フードスペシャリスト論		2
	フードコーディネイト論		2
開講単位数計		24	73

別表第2

## キャリア開発学科 授業科目及び単位数

系列	授業科目	単位数	
		必修	選択
1群	大学基礎演習	1	
	時事教養	2	
	基礎簿記	2	
	コンピュータ基礎演習A	1	
	コンピュータ基礎演習B	1	
	英語基礎	1	
	キャリア形成演習Ⅰ	1	
	キャリア形成演習Ⅱ	1	
	キャリア形成演習Ⅲ	1	
	ゼミナールⅠ	1	
	ゼミナールⅡ	1	
	ゼミナールⅢ	1	
	インターンシップ(夏季)		2
	インターンシップ(春季)		2
2群	心理学		2
	経済学		2
	情報科学		2
	数学		2
	短期大学部教養講座		1
	健康・スポーツ科学演習		1
	生涯スポーツ実習		1
3群	カラーコーディネート		1
	食育と調理Ⅰ		2
	食育と調理Ⅱ		2
	フードコーディネート		2

	インテリアデザイン	2
	生活環境論	2
	生活経営論	2
	育児と看護	2
	介護の基本	2
	消費生活論	2
	社会福祉論	2
4群	日本経済	2
	経営学	2
	マーケティング	2
	会社法規	2
	職場法規	2
	サービスマネジメント	1
	オフィスマネジメント	1
	実用簿記	2
	コミュニケーション基礎	1
	コミュニケーション応用	1
	ビジネス実務文書	1
	ワープロ演習	1
	表計算演習	1
	プレゼンテーション演習	1
	ファッションビジネス	2
	フードビジネス	2
	観光ビジネス	2
5群	英語応用	1
	実務英語 I	1
	実務英語 II	1
	イングリッシュフォーライフ	1
	トラベル・イングリッシュ	1
	ビジネス・イングリッシュ	1

	中国語基礎		1
	韓国語基礎		1
	欧米の文化と生活		2
	アジアの文化と生活		2
	海外研修		2
その他	特殊演習Ⅰ		1
	特殊演習Ⅱ		1
	特殊演習Ⅲ		1
開講単位数計		14	79
		93	

別表第3

幼児保育学科 授業科目及び単位数

系列	授業科目	単位数	
		必修	選択
基盤分野	情報処理A	1	
	情報処理B		1
	英語コミュニケーションA	1	
	人権教育	2	
	日本国憲法		2
	健康・スポーツ科学A	1	
	健康・スポーツ科学B		1
	幼児保育基礎セミナー	1	
	幼児保育演習	2	
教養分野	哲学		2
	文学		2
	歴史学		2
	ボランティア論		2
	社会学		2
	法学		2
	自然科学		2

	数学入門		2
	短期大学部教養講座		1
	中村学		1
	博多学		1
	世界の食と文化		2
	芸術の世界		2
	英語コミュニケーションB		1
	英会話		1
保育基礎分野	教職研究	2	
	保育内容総論		1
	保育原理A		2
	教育原理A	2	
	教育課程総論		2
	幼児指導方法論	2	
	発達心理学A	2	
	児童家庭福祉	2	
	基礎器楽	1	
	基礎声楽	1	
	造形基礎		1
	幼児と運動		1
	国語表現法		2
	数学概論		2
	生活概論		2
保育応用・実践分野	教育原理B		2
	保育原理B		2
	教育相談支援		2
	社会福祉		2
	相談援助		1
	社会的養護		2
	発達と学習の心理学		2

	発達心理学B	2
	臨床心理学	2
	子どもの保健A	2
	子どもの保健B	2
	子どもの保健演習	1
	子どもの食と栄養A	1
	子どもの食と栄養B	1
	家庭支援論	2
	保育内容健康	1
	保育内容人間関係	1
	保育内容環境	1
	保育内容言葉	1
	保育内容表現音楽A	1
	保育内容表現音楽B	1
	保育内容表現造形A	1
	保育内容表現造形B	1
	児童文化	2
	乳児保育	2
	障害児保育A	1
	障害児保育B	1
	社会的養護内容	1
	音楽Ⅰ器楽	1
	音楽Ⅰ声楽	1
	音楽Ⅱ器楽	1
	音楽Ⅱ声楽	1
	器楽	1
	造形	1
	体育	1
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2
実習分	保育所実習A	2

野	保育所実習研究A		1
	保育所実習B		2
	保育所実習研究B		1
	施設実習		2
	施設実習研究		1
	幼稚園教育実習		4
	幼稚園教育実習研究		1
開講単位数計		20	106
		126	

別表第4 卒業に必要な授業科目及び単位数

食物栄養学科

区分	授業科目及び単位数								計
	基礎分野		専門分野						
	教養基礎科目	英語科目	社会生活と健康	人体の構造と機能	食品と衛生	栄養と健康	栄養の指導	給食の運営	
必修科目	1単位	1単位	0単位	0単位	6単位	5単位	6単位	5単位	24単位
選択科目	4単位以上	1単位以上	30単位以上						38単位以上
	3単位以上								
計	—								62単位以上

キャリア開発学科

区分	授業科目及び単位数						計
	1群	2群	3群	4群	5群	その他	
必修科目	14単位	0単位	0単位	0単位	0単位	0単位	14単位
選択科目	2単位	8単位以上	10単位以上	8単位以上	4単位以上	—	48単位以上
	—	さらに2群～5群及びその他から16単位以上					
計	62単位以上						62単位以上

幼児保育学科

区分	授業科目及び単位数					
	基盤分野	教養分野	保育基礎分野	保育応用・実践分野	実習分野	計
必修科目	8単位	0単位	12単位	0単位	0単位	20単位
選択科目	—	6単位以上 *「英語コミュニケーションB」又は「英会話」のいずれか1単位以上を含む	—	—	—	42単位以上
	36単位以上					
計	62単位以上					62単位以上

別表第5 授業料その他の納付金

納付金費目	金額	備考
入学金	240,000円	入学時
授業料 (食物栄養学科) (キャリア開発学科) (幼児保育学科)	670,000円 670,000円 670,000円	年額
維持・充実費 (食物栄養学科) (キャリア開発学科) (幼児保育学科)	250,000円 200,000円 200,000円	年額
実験実習費	別に定める金額	年額

別表第6 各種検定料

費目	金額
入学検定料	32,000円
再入学検定料	32,000円

転入学検定料	32,000円
--------	---------